

武蔵村山市第二次男女共同参画計画
ー男女Y O U・Iプランー

推進状況調査集計結果

(各課の評価の取りまとめ)

はじめに

武蔵村山市は、『すべての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会「誰もがイキイキと暮らせる社会」の実現を目指します』という基本理念のもと、平成22年3月に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画ー男女YOU・Iプランー（平成22年度から平成26年度）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、施策を推進しています。

平成21年度に実施した事業については、平成12年度から21年度の計画期間で策定された男女共同参画計画（以下「第一次計画」という。）に基づき、調査し報告すべきところですが、平成22年度が第二次計画の計画初年度に当たり、開始時における取組状況について把握し、今後の計画の推進基準とするため、第一次計画の取組状況等进行分析・検証して策定した第二次計画の全112事業に対して調査を行いました。

平成23年3月

目 次

推進状況調査の概要

推進状況調査結果の概要	2
計画の体系	4

推進状況調査結果

目標1 男女平等の意識づくり	
1 男女平等意識の実態把握と醸成	6
2 様々な機会や手段を通じた男女平等の意識づくり	8
3 男女共同参画センターの機能の充実	12
4 男女の人権に配慮した表現の推進	14
目標2 男女の人権の尊重	
1 互いの性の尊重と健康支援	16
2 配偶者等からの暴力や人権侵害の根絶	20
目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
1 事業者と社会の意識啓発の促進	28
2 就労による経済的自立が可能な環境の整備	30
3 趣味や余暇を通じた心豊かな生活の支援	36
目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進	
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	38
2 国際理解・国際交流の推進	40

推進状況調査の概要

推進状況調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 目的：平成22年3月に策定した第二次計画に登載されている事業を、計画体系に基づき取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における推進のための指針とするものです。

(2) 調査対象：全庁

(3) 調査項目：事業名、事業の概要、具体的施策、自己評価、評価の根拠、次年度以降実施予定区分、特記事項（問題点等）

2 調査結果の見方

例：目標1 男女平等の意識づくり

1 男女平等意識の実態把握と醸成

計画の区分：第一次計画の事業を発展的に引き継ぎ策定している計画であるため、第一次計画との関係を次のように表示します。

- ◆「継続」 第一次計画に登載されていて、第二次計画期間中も、レベルを維持していく事業
- ◆「拡充」 第一次計画に登載されていて、第二次計画期間中に、内容を充実・発展していく事業
- ◆「新規」 第二次計画から、新たに取り組む事業

事業を実施する所管課

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
1	男女平等に関する市民の意識・実態調査	市民の意識や実態を把握するために、定期的に調査を行う。	継続	地域振興課
2	他自治体発行の資料の収集と提供	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供する。	継続	地域振興課
3	男女平等のための情報の提供・発信	市報やホームページなど多様な手段や機会を使って、男女平等についての情報を提供する。	拡充	地域振興課

自己評価：平成21年度に行った事業に対し、所管課が次の区分に従い、評価しています。

「A 達成している」 = 達成度：100～80%
「B ある程度達成している」 = 達成度：79～50%
「C 達成していない」 = 達成度49～0%

評価の根拠：事業の自己評価に対する所管課の説明。
※「-」と表記しているところは、「研究中のため評価できない」又は特記事項を参照してください。

具体的施策：対象、目的、実施内容等が明記されています。

◆（*₁）が記されているものは、欄外に「特記事項（問題点等）」が記されています。

次年度以降実施予定区分：次のように表示しています。

◆「拡充」平成22年度以降拡充していく事業
◆「継続」平成22年度以降も現在のレベルを継続していく事業
◆「廃止」平成21年度をもって廃止する事業
※「-」現段階では、研究中であるため、実施予定区分が表せない事業

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市民意識調査の実施（* ₁ ）	A	武蔵村山市民意識調査の実施（男女共同参画に関する設問12項目） 6月に、緑が丘ふれあいセンターに来館した人を対象に、市民意識調査を実施（設問10項目）。	継続
東京ウィメンズプラザや他自治体で開催される講座等各種資料、情報誌等の収集、ポスターの掲示等	A	東京ウィメンズプラザや他自治体から送付される資料やポスターを、緑が丘ふれあいセンターの情報コーナー及び入口に提示している。	継続
市報やホームページによる情報提供	B	「男女共同参画週間」、「女性の暴力をなくす運動」、情報誌の発行のお知らせ、フォーラムのお知らせなどを市報に掲載し、男女平等についての情報提供をしている。ホームページについては、男女共同参画に関するワーク・ライフ・バランスやDVの相談先について知らせるなど、多くの情報を掲載できるよう検討する。	拡充

特記事項（問題点等）*₁:男女共同参画を推進する上で、定期的に市民意識調査を行う必要があるが、方法等に課題がある。

計画の体系

基本理念

誰もがイキイキと暮らせる社会をつくらせます

基本目標

目標1 男女平等の意識づくり

目標2 男女の人権の尊重

目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進

計画の推進に向けて

主要課題

1 男女平等意識の実態把握と醸成

2 様々な機会や手段を通じた男女平等の意識づくり

- (1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり
- (2) 学校等における男女平等の意識づくり
- (3) 事業所における男女平等の意識づくり

3 男女共同参画センターの機能の充実

4 男女の人権に配慮した表現の推進

1 互いの性の尊重と健康支援

- (1) 互いの性を理解し、尊重する意識の醸成
- (2) 性別や年代に応じた健康支援

2 配偶者等からの暴力や人権侵害の根絶

- (1) 未然防止・早期発見のための取組
- (2) 相談業務の充実と関係機関との連携
- (3) 被害者の保護
- (4) 自立支援

1 事業者と社会の意識啓発の促進

2 就労による経済的自立が可能な環境の整備

- (1) 女性の就労とチャレンジ支援
- (2) 多様な働き方を支援する環境の整備及び働き方における格差の是正
- (3) 男性の家庭における自立の促進

3 趣味や余暇を通じた心豊かな生活の支援

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

2 国際理解・国際交流の推進

1 計画の推進体制の整備

2 計画推進体制の充実

3 計画の進行管理

4 国・東京都等との連携

推進状況調査結果

目標1 男女平等の意識づくり

1 男女平等意識の実態把握と醸成

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
1	男女平等に関する市民の意識・実態調査	市民の意識や実態を把握するために、定期的に調査を行う。	継続	地域振興課
2	他自治体発行の資料の収集と提供	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供する。	継続	地域振興課
3	男女平等のための情報の提供・発信	市報やホームページなど多様な手段や機会を使って、男女平等についての情報を提供する。	拡充	地域振興課
4	情報誌の発行による啓発	発行部数・回数の増や、カラー版化を検討し、男女共同参画情報誌の発行充実を図る。	拡充	地域振興課
5	啓発パンフレット・ポスター等の作製・展示	テーマ別にパンフレットやポスター等を作製・展示し、意識啓発を図る。	新規	地域振興課
6	男女共同参画都市宣言による意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画都市宣言について検討する。	継続	地域振興課
7	男女共同参画条例策定の検討	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画条例の策定を検討する。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市民意識調査の実施	A	武蔵村山市民意識調査の実施（男女共同参画に関する設問12項目）（* ₁ ） 6月に、緑が丘ふれあいセンターに来館した人を対象に、市民意識調査を実施（設問10項目）。	継続
東京ウィメンズプラザや他自治体で開催される講座等各種資料、情報誌等の収集、ポスターの掲示等	A	東京ウィメンズプラザや他自治体から送付される資料やポスターを、緑が丘ふれあいセンターの情報コーナー及び入口に提示している。	継続
市報やホームページによる情報提供	B	「男女共同参画週間」、「女性の暴力をなくす運動」、情報誌の発行のお知らせ、フォーラムのお知らせなどを市報に掲載し、男女平等についての情報提供をしている。ホームページでは、ワーク・ライフ・バランスやDVの相談先について知らせるなど、多くの情報を掲載できるように検討する。	拡充
情報誌「YOU・I」の発行	B	男女共同参画推進市民委員会でも情報誌の「カラー版化」について意見として出ているが、現在まだ取り組めていない状況である。（* ₂ ）しかし、平成21年度は、情報誌を自治会で回覧してもらうなど、発行部数を増やし充実を図った。	拡充
パンフレットやポスター等の作製・展示	C	より多くの市民に対して意識啓発をするためにも、パンフレットやポスター等の作製・展示を検討する必要性を感じているが、現状は実施できていない。	拡充
男女共同参画都市宣言についての検討	C	他市の男女共同参画都市宣言の状況について、適宜情報収集を行っているが、具体的な検討は行っていない。	(-)
男女共同参画条例の策定検討	C	他市の男女共同参画条例の状況について、適宜情報収集はしているが、検討段階には至っていない。	(-)

特記事項(問題点等) *₁: 男女共同参画を推進する上で、定期的に市民意識調査を行う必要があるが、方法等に課題がある。
特記事項(問題点等) *₂: 基本的に庁内印刷としている情報誌をカラー版化するために外部印刷する予算の確保が難しい。

2 様々な機会や手段を通じた男女平等の意識づくり

(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
8	家庭内での男女平等意識の推進	子どもが性別にとらわれることなく、人間として平等に成長していけるよう、家庭における乳幼児期の教育に重点を置いた事業の推進に努める。	新規	健康推進課
				生涯学習 スポーツ課
9	市民まつり等での宣伝ブース設置	市民まつり等の機会に、男女共同参画団体によるブースを設け、市民の意識啓発を図る。	新規	地域振興課
10	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間にあわせて、市民の意識啓発活動を行う。	新規	地域振興課
11	学習機会の提供の充実	男女平等や人権尊重について、様々な視点から意識啓発を図るため、講座・講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。 多くの市民が学習できるよう講座の内容や、実施時間の見直しを行う。 子育て中の市民のために、託児つき事業を実施する。	拡充	地域振興課
				生涯学習 スポーツ課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
家庭における乳幼児からの男女平等教育 家庭における性教育の推進	C	男女平等意識を推進するための事業は実施していない。	(一)
家庭教育学級の開催	C	実施していない。	(一)
男女共同参画推進市民委員会を中心として、市民まつり等に出店する	C	市民まつり等への出展はしていないが、緑が丘ふれあいセンターで開催されたふれあいフェスティバルで男女共同参画に関する情報提供をし、市民の意識啓発を図っている。	拡充
市民意識啓発活動の実施	C	6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、6月1日号市報やホームページにおいてPRはしているが、事業は何も実施していない。	拡充
市民講座・講演会の実施（託児付） 「YOU・Iフォーラム」の開催	B	平成22年2月14日に第10回YOU・Iフォーラムを託児付で開催した。開催形式を市民団体によるハンドベルの演奏、講演、質疑応答、群読で実施した結果、若い世代にも参加してもらうことができた。 市民講座は、指定管理制度をとっている緑が丘ふれあいセンターを中心に実施しているが、センターとは別に、男女共同参画に関する講座を開催し、学習機会の提供をできるように検討する必要がある。 保育サポーター団体から出前講座の要請があったので、男女共同参画についての講座を開催した。	拡充
出前講座むさしむらやま塾の実施 生涯学習ガイドブックの発行	B	「出前講座むさしむらやま塾」に男女共同参画に関する講座を設け実施している。（* ₃ ）	継続

特記事項(問題点等) *₃:市民からの申込みにより実施するため、平成21年度においては、2回の申込みがあったので、ある程度達成しているとしたが、申込みのない年度においては達成できない事業となる。

(2) 学校等における男女平等の意識づくり

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
12	人権尊重教育の推進	人権教育・男女平等に関する資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	教育指導課
13	職員研修	教職員等に対し、男女共同参画についての理解を深めるため、研修を実施する。	継続	子育て支援課
				子育て支援課 (つみき保育園)
				教育指導課
14	講座・講演会の開催	男女平等や人権尊重について、様々な視点から意識啓発を図るため、児童・生徒及び教師、保護者を対象に、講座・講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。	拡充	教育指導課
15	性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむ。	継続	教育指導課
16	職場体験	個性尊重・男女平等の視点からの生活指導や進路指導を行い、職業観の形成のため各中学校において職場体験等を実施する。	継続	教育指導課
17	学校図書館における男女共同参画図書の充実	男女平等に関する資料を充実させ、意識啓発を図る。また、ジェンダーにとらわれない図書の選択を行う。	新規	教育指導課
18	教員と保護者の交流の場の設定	教員と保護者が連携をとって教育に当たれるよう自由に意見交換ができる場を設定する。	拡充	教育指導課

(3) 事業所における男女平等の意識づくり

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
19	男女平等に関する職員の意識・実態調査	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とする。	拡充	職員課
20	職員への男女平等研修の実施	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施する。全職員対象の研修のほか、対象や階層を絞った研修を行う。	継続	職員課
21	育児・介護休業取得に向けての意識啓発	職員へ育児・介護休業法の周知を図るとともに、男性職員の育児・介護休業取得に向けての意識啓発を行う。	拡充	職員課
22	意見交換会	職員間や、他の自治体又は事業所の職員と男女共同参画に関する意見交換会を行い、意識の啓発を行う。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
小中学校健全育成事業	A	小・中学校健全育成推進奨励費補助金の交付	継続
幼稚園、保育園の教職員に対する研修（*4）	—	—	（—）
幼稚園、保育園の教職員に対する研修	C	男性の少ない職場で変則勤務のため、職員が集まる時間があまりなく、研修として取り組むことが難しい。	継続
十年経験者研修会 人権教育推進委員会 東京都教育委員会発行「人権教育プログラム」の推進 校長及び教員が行うグループを単位とした自主的教育研究活動の推進	A	各種研修会の実施	継続
市民講座・講演会の実施（託児付）	A	教育のつどいの実施	継続
各校における生き方指導の一環として、キャリア教育全体計画及び年間指導計画を策定し、意図的・計画的な進路指導を推進する。	A	教職員への研修会の実施 中学校教育研究会（進路指導部を含む全16部会）へ補助金を交付	継続
中学生の職場体験の実施	A	各中学校において職場体験を実施	継続
関連図書を購入	—	—	（—）
懇談会の開催	A	保護者会等の実施	継続

特記事項（問題点等）*4:私立幼稚園(4園)及び私立保育園(12園)については、園の運営方針について関与していない。

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
職員意識調査の実施	C	平成21年度末までに職員課においては当該施策を実施していない。	拡充
職員研修の実施	B	平成21年度は男女共同参画社会形成研修（回数：1回、受講者数2名）を実施した。	拡充
関連法の周知及び意識啓発	B	「健やかな成長を願って」（出産に伴う手続一覧）を育児休業を取得する職員等に配布している。	拡充
職員、他自治体職員との意見交換会、事業所との意見交換会	B	職員間、事業所とは意見交換を特にしていないが、他自治体職員とは、市町村男女平等参画施策担当職員連絡会や東京都主催の講演、ウィメンズプラザ主催の講座等に参加し、意見交換をしている。	拡充

3 男女共同参画センターの機能の充実

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
23	センターの機能の充実	誰もがより気軽に利用できる身近なセンターとなるよう相談業務や情報コーナーを整備・充実していく。 また、交流サロンの設置を検討する。	拡充	地域振興課
24	センターの支援機能の充実	女性の再就職や起業、市民活動のリーダーの養成等男女共同参画推進のためにセンターの支援機能を充実する。	拡充	地域振興課
25	学習機会の提供の充実	講座や講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。多くの市民が学習できるよう講座の内容や、実施時間の見直しを行う。 子育て中の市民のために、託児つき事業を実施する。	拡充	地域振興課
26	センター登録団体に対する支援の拡充	市民団体の発足や団体のネットワークづくりを支援するとともに、登録団体ガイドブックの発行、団体活動紹介ブースの設置等を行い、センター登録団体がより活発に活動できるよう支援をする。 また、センターフェスティバルの充実を図る。	拡充	地域振興課
27	センタースタッフの育成	センターのサポートスタッフの育成を行う。	拡充	地域振興課
28	企業・事業所からの協賛、後援	事業所と協働して事業を行い、男女共同参画の意識の啓発を行う。	新規	地域振興課
29	センターのPR	センターのホームページを充実するとともに、情報誌を発行し、より多くの市民にセンターのPRを行う。	拡充	地域振興課
30	センターの愛称の検討	市民にとって親しみやすいセンターにしていくために、センターの愛称を検討する。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
相談事業の充実	B	相談事業は、女性のなやみごと・生きかた相談を月に2回、女性のための法律相談を月に1回開催している。子育て中の方にも相談しやすい環境を作るために、各相談に託児を付けられるように検討する。 情報コーナーの利用方法については、適宜利用者の声を参考にしたい。	拡充
情報コーナーの整備・充実 他自治体発行の情報誌等の収集・提供 男女共同参画関連図書の購入	A	情報コーナーは、申請することなく自由に利用でき、図書や新聞を読むことができる。他自治体発行の情報誌は各自治体ごとにラックに入れ整理している。男女共同参画関連の図書も207冊あり、今後も要望等に配慮しながら購入する予定である。	拡充
交流サロンの設置	B	交流サロンの1つとして、ふれあいニットカフェ（月に1回）、折り紙講座（月に1～2回）開催し、誰でも気軽に参加できるようにしている。	拡充
女性の再就職支援 人材の育成（講師、リーダー、ボランティアの育成） 男性の地域参加支援 シニアライフ支援	C	ハローワークが発行している求人情報のチラシを設置している。 平成21年7月に「プチ女性起業家入門講座」を開催したが、次年度以降は定期的に開催し、浸透させる必要がある。 人材の育成や男性の地域参加やシニアライフ支援については、着手していない。	拡充
市民講座・講演会の実施（託児付）	A	9月に開催されたふれあいフェスティバルに合わせ、吉武輝子氏講演会を開催し、多くの参加があった。 講演会や講座終了時には、アンケートを実施し、次回開催の参考資料としている。 2月には、保育サポーター養成講座を託児付で実施し、様々な世代に学習機会の提供をすることができた。講座終了後、ふれあいセンターの保育サポーターとして活動していただいている。	拡充
市民団体支援（団体発足支援、ネットワーク発足支援、子育て支援グループ発足支援、起業家グループ発足支援） 登録団体ガイドブックの発行 団体活動紹介ブースの整備 センターフェスティバルの充実	B	子育て支援グループ発足支援の一つとして、保育サポーター養成講座を開催し、36名が参加した。 登録団体ガイドブックの発行には着手していない。 団体活動紹介ブースは、コミュニティセンターロビーの掲示板に掲載してあるが、数が少ないため、今後整備する必要がある。 センターフェスティバルについては、各発表や展示のほか、吉武輝子氏の講演会を同時開催するなど充実を図った。	拡充
男女共同参画センタースタッフ、サポートスタッフの育成	C	職員のスキルアップのため、パソコン講習を開催している。 男女共同参画事業を充実させるために、センタースタッフのスキルアップ、サポートスタッフの導入を検討する必要がある。	拡充
事業所との協働（*5）	C	事業所と協働しての事業の実施はしていない。	拡充
ホームページの充実 情報誌の発行 メールマガジンの発行	C	センターホームページは各種講座の開催情報や結果報告、図書の紹介など充実している。 センター独自の情報誌の発行については、より多くの市民にセンターを知ってもらい利用してもらうために、検討段階である。 メールマガジンの発行については着手していない。	拡充
センター愛称の募集	C	センター愛称については未着手であるが、市民にとってより愛されるセンターを目指すために愛称を検討したいと考えている。	拡充

特記事項(問題点等) *5: 市内事業所の把握が困難である。

4 男女の人権に配慮した表現の推進

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
31	男女平等の視点での市刊行物の見直し	市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を徹底する。	新規	各課
32	「男女平等の視点による表現のガイドブック」の作成	「男女平等の視点による表現のガイドブック」を作成し、人権に配慮した情報発信が行われるように、市民に広報する。	新規	地域振興課
33	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援する。 インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行う。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
情報発信時における人権を尊重した表現の徹底	A (B) * 6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒就学に関するパンフレット等作成時には、男女を区別することは一切行っていない（教育総務課）。 ・人権を尊重した表現に気を付けている（環境課）。 ・高齢者や障害者の視点で、武蔵村山市福祉サービス総合支援事業（市社会福祉協議会委託事業）パンフレットを発行している（地域福祉課）。 ・報告書等については、人権に配慮した作成を行っている（教育政策担当）。 ・制度説明等の通知、ホームページや市報掲載時に、対象者についてやさしい表現を使用している（子育て支援課）。 ・広報等に際しては、人権を尊重した表現を行うように留意している（文書情報課）。 ・情報を発信する際には、人権には配慮した表現等を用いるよう配慮している（障害福祉課）。 ・表現には十分注意を払い、チラシやパンフレットを作成しているが、「DVのことを知っていますか??」のパンフレットは、DV被害者が圧倒的に女性であることから、被害者は女性、加害者は男性という表現をしてしまっているところがあった（地域振興課）。 	継続
ガイドブックの作成	C	市が情報を発信する際に、表現を留意するための手引きとなるガイドブックの作成を検討している。	拡充
市報やホームページによる情報提供	C	メディア・リテラシーの用語も理解されていないので、市報やホームページによって情報提供をしていく。	拡充

特記事項(問題点等) * 6: 一部「B」評価あり(地域振興課、障害福祉課)

目標2 男女の人権の尊重

1 互いの性の尊重と健康支援

(1) 互いの性を理解し、尊重する意識の醸成

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
34	意識啓発の充実	男女を問わず、自分を肯定的にとらえ、他人を尊重しあえる社会づくりのための啓発を行う。	継続	秘書広報課
35	性に関する市民の意識・実態調査	市民の意識や実態を把握するために、定期的に調査を行う。	拡充	地域振興課
36	年代に応じた性教育の推進	学校、家庭、地域等あらゆる場において、生命の尊厳を基本にした視点に立ち、男女の性についての認識を育てるよう学習機会の充実に努める。	拡充	子育て支援課
				子育て支援課 (つみき保育園)
				教育指導課
				生涯学習 スポーツ課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市民意識調査の実施	A	市報への記事掲載、人権パネルの展示、街頭等での啓発物品の配布及び村山デエダラまつりでは人権擁護委員のコーナーを設置し、啓発活動を行った。	継続
市民意識調査の実施	C	性に関する市民の意識・実態調査は実施していない。(DVについてのみ調査) (*7)	拡充
保育園、幼稚園等における子どもたちへの教育(*8)	—	—	(—)
保育園、幼稚園等における子どもたちへの教育	B	学習としての教育はしていないが、0歳児から6歳児が生活する場面で男女の違い(性)が自然に捉えられている。	継続
学校等における子どもたちへの教育	A	体育、保健領域「育ちゆく体とわたし」にて、年齢に伴う体の変化及び個人差などについて理解できるように指導している。	継続
家庭・地域等における教育	C	特に実施していない。	(—)

特記事項(問題点等) *7: 定期的に市民意識調査を行う必要があるが、方法等に課題がある。

特記事項(問題点等) *8: 私立幼稚園(4園)及び私立保育園(12園)については、園の運営方針について関与していない。

(2) 性別や年代に応じた健康支援

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
37	学習機会の提供の充実	講座や講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。多くの市民が学習できるよう講座の内容や、実施時間の見直しを行う。 子育て中の市民のために、託児つき事業を実施する。	拡充	健康推進課
38	心とからだの健康づくりの推進	健康意識の普及、充実を図るとともに、体力の向上を図るために、多くの人が気軽に参加できるスポーツ教室の開催や、学校の体育施設の地域開放、総合体育館の機能の充実の促進などを行う。	拡充	生涯学習 スポーツ課
39	疾病の予防と健診事業の充実	各種疾病の早期発見、早期治療及び疾病に対する正しい理解のため、適切かつ効率的な健康診査、情報提供の充実を図る。	拡充	健康推進課
40	休日等の診療体制の充実	休日、夜間等の急患に適切に対応するため、医師会など関係機関との連携を図りながら、診療体制の充実に努める。	継続	健康推進課
41	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康などに関する正しい知識と関心を高めるため、相談事業の充実を図る。	拡充	健康推進課
42	健康に関する啓発の推進	自分の身体及び異性の身体に対する認識を深める情報、また、妊娠・出産や子育ての意義の啓発のため、母性保護や生涯を通じた女性の健康に関しての情報提供を行う。	拡充	健康推進課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市民講座の実施 食事や健康管理に関する講演会等の開催	B	「メタボリックシンドロームの予防」をテーマにヘルシースリム教室を年5回実施している。 託児付事業は実施していない。	継続
気軽に参加できるスポーツ教室の開始 学校の体育施設の地域開放 総合体育館の充実	B	歩け歩け大会、グラウンドゴルフ大会等も開催し、多くの市民が参加している。 学校の体育施設は、学校に支障のない範囲で市民に開放している。(*9) 総合体育館でも、ゆったりヨガ等23の教室を開催している。	継続
各種がん(子宮がん、乳がん、前立腺がん等)検診の実施 年代に応じた女性特有の疾病(産後うつ、更年期、骨粗しょう症等)検診の実施	A	年代に応じた女性特有の疾病では、子宮がん・乳がん・骨粗しょう症検診を実施。	継続
休日、夜間診療 医師会との連携	A	医師会との連携を図り、休日・準夜急患診療、休日歯科急患診療、小児初期救急平日準夜診療を実施した。	継続
健康相談事業の充実	A	内科、眼科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科の各科を対象に、健康相談を年6回実施した。	継続
母性保護や生涯を通じた女性の健康 妊娠・出産や子育ての意義 誰もが参加しやすい時間帯での講座の開催 健康手帳の発行	C	女性対象の健康手帳は発行していないが、一般の健康手帳に「女性の心、女性の体」のページを設けている。女性の健康に関しての啓発活動は行っていない。	(-)

特記事項(問題点等) *9: 学校の体育施設の開放については、屋内運動場(体育館)耐震補強工事により、一部学校で開放を一次休止しているため、利用者に不便をきたしている。

2 配偶者等からの暴力や人権侵害の根絶

(1) 未然防止・早期発見のための取組

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
43	健診等を通じての発見と対応	子どもの健診などを通じてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をする。	継続	健康推進課
				教育指導課
44	関係者による通報の周知	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図る。	新規	地域振興課
45	DVに関する市民の意識・実態調査	市民の意識や実態を把握するために、定期的に調査を行う。	拡充	地域振興課
46	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」の全国的な運動期間中に、パネル展や、パープルリボン運動などを実施することにより、集中的な啓発を行う。	新規	地域振興課
47	外国語や点字による啓発	外国人や障害がある方に対し、外国語や点字の啓発資料を作成し、配布する。	新規	地域振興課
48	DVについての意識啓発のための情報の提供・発信	DVのメカニズムや背景・実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、市報やホームページなど多様な手段や機会を使って情報を提供する。 また、DV等に関するパンフレットを作成し、配布する。	新規	地域振興課
49	学習機会の提供の充実	講座・講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。	新規	地域振興課
50	若年層に対する暴力予防教育の推進	「デートDV」や暴力防止について、学校、児童館等での教育、パンフレットの配布を通して、若年層が主体的に考えることができるよう、学習の場をつくる。	新規	子育て支援課
				教育指導課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
関係機関との連携	B	母子健康手帳の交付や幼児健康診査の際に、DVを発見した場合、母子相談員に連絡又は当事者本人に相談に行くよう指導している。	継続
	A	校長会を通して、児童虐待への対応について周知。	継続
DV防止法に基づく通報についての周知・定着を図る	C	DV防止法に基づく通報についての周知は図れていない。市民に対しては、市報やホームページ、情報誌を通じ、通報について周知・定着を図りたい。また、医療関係者、福祉関係者に対しての周知・定着については、方法等を研究したい。	拡充
意識調査の実施	A	武蔵村山市民意識調査を実施（DVについての設問は6問）。（*10） 6月に緑が丘ふれあいセンターで来館した人を対象に、市民意識調査を実施（DVについての設問は3問）。	拡充
パネル展などを実施	B	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）において、市民意識調査の集計結果及びDVなど男女共同参画に関する情報をまとめ、パネル展を実施した（緑が丘ふれあいセンターロビーに展示）。	拡充
外国語や点字による啓発資料の作成、配布	B	内閣府男女共同参画局より外国語で標記されている「配偶者からの暴力の被害者へ」というリーフレットを配布している。	拡充
市報・ホームページを通じての広報の強化 DVやセクハラに関するパンフレットの作成・配布 研修・講座の開催（託児付） パープルリボン運動の実施	B	DVに関するリーフレットを2月に発行し、市政情報コーナー、子育て支援課、男女共同参画センターに設置している。 市報11月1日号において、「女性に対する暴力をなくす運動」、「相談先」を掲載し、市民に情報提供をした。 DVについての研修・講座の開催はしていないが、男女共同参画センターと調整し、意識啓発できるよう検討したい。また、パープルリボン運動については緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）で実施している。	拡充
市民講座・講演会の実施（託児）	C	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）において、DVに関する図書やDVDの貸出しはしているが、講座や講演会は実施していない。	拡充
児童館等での教育 パンフレットの配布	A	関連するパンフレット等を配布している。	継続
学校等での教育 パンフレットの配布	—	—	(—)

特記事項(問題点等) *10: 市民の意識や実態調査を把握する上で、定期的に市民意識調査を行う必要があるが、方法等に課題がある。

(2) 相談業務の充実と関係機関との連携

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
51	相談業務の充実	被害者からの相談に応じ、安全と生活の安定に向けた助言・支援をする。 女性スタッフや弁護士による相談窓口の設置や、休日や夜間でも相談できる体制を整える。	拡充	地域振興課
				子育て支援課
52	相談員の資質向上	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談担当者を中心に研修を実施する。	拡充	地域振興課
				子育て支援課
53	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者あるいは障害のある被害者への対応について検討する。	新規	地域振興課
				高齢福祉課
				障害福祉課
54	相談機関の周知	DVの相談窓口を記載したPRカードやパンフレット等を、市内公共施設の窓口や医療機関等に配布するほか、様々な機会を通じて相談先について周知を行う。	新規	地域振興課
55	関係機関との連携強化	警察や東京都などの関係機関のほか、市医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化する。 また、関係機関による行政機関等連絡会を適宜開催し、連携を深める。	拡充	地域振興課
				子育て支援課
56	庁内各部署の連携の強化	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携組織をつくる。	新規	市民課
				地域振興課
				子育て支援課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
女性スタッフによる相談窓口の設置 弁護士による法律相談 相談窓口の拡大（夜間・休日等） 相談業務のマニュアル作成	C	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）において、女性のなやみごと・生きかた相談を月に2回、女性のための法律相談を月に1回開催しており、相談員は女性である。 今後、利用状況や利用者の声等を参考にしながら、休日や夜間の相談窓口についても研究していきたいと考えている。相談員は常勤ではないため、相談業務のマニュアル作成は困難である。	拡充
女性スタッフによる相談窓口の設置 相談窓口の拡大（夜間・休日等） 相談業務のマニュアル作成 教育相談 子ども生活相談	B	夜間・休日の相談には対応できていない。	継続
相談員の研修・育成	C	相談員は非常勤のため、研修の実施は困難である。	拡充
	A	東京都による母子自立支援・婦人相談員の研修を受講することにより、資質の向上を図っている。	拡充
多様な被害者に対する対応の検討 通訳ボランティアの育成	C	緑が丘ふれあいセンターでは、平成21年度においては、外国人被害者からの相談はなかったが、どのような人にも対応できるように通訳ボランティアを育成するなど検討していく必要がある。	拡充
多様な被害者に対する対応の検討	B	地域包括支援センター、介護サービス事業者及び民生委員等の地域ネットワークを通じて様々なケースワークに対応している。（*11）	継続
	B	具体的に出現した個々のケースに応じて個別に対応をしている。また、当該ケースごとに対応を検討している。	継続
相談窓口を案内するPRカードやパンフレットの作成	A	市の相談窓口を記載したパンフレットを2月に発行し、市政情報コーナー、子育て支援課、男女共同参画センターに設置しているが、医療機関等への配布は行っていない。 また、東京都が作成したDVカードを、市役所の女性トイレや市政情報コーナー、子育て支援課、緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）に設置し、相談先についての周知を図っている。	継続
福祉関係者との連携の強化 行政機関等連絡会の開催	C	福祉関係者との連携はできていない。また、行政機関等連絡会に、地域振興課は参加していないが、情報を共有するために、連絡会に参加できるように要請していきたいと考えている。（*12）	拡充
	A	関係機関、福祉関係者等との連携は、日頃から密に行われている。	継続
庁内連携組織の検討	C	DV被害者から市民課に住民票及び戸籍の附票の発行制限の依頼があった場合は、子育て支援課に必要に応じて連絡しているが、庁内連携組織の検討までには至っていない。（*13）	継続
		DVに関する相談業務や被害者への対応は子育て支援課が主体的にやっているが、調査等の回答は地域振興課で取りまとめているため、庁内連携組織の検討をする必要があると認識しているが、現段階では何も着手していない状況である。	拡充
		庁内連携組織は組織されていない。	継続

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
57	手続の一元化についての検討	被害者の負担軽減のために、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化について検討する。	新規	地域振興課
58	加害者対策の検討	加害者更正プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国や都に要望していく。	新規	地域振興課

(3) 被害者の保護

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
59	被害者の安全確保	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図る。	拡充	子育て支援課
60	外国人被害者への対応	日本語を十分に話せないなど、特に支援を必要とする外国人に、通訳を通しての対応を図るとともに、習慣、価値観等に配慮した情報提供を行う。	新規	地域振興課
				子育て支援課
61	高齢被害者への対応	高齢被害者に対し、適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討する。	拡充	高齢福祉課
62	障害のある被害者への対応	特に支援を必要とする障害のある被害者に対し、適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討する。	拡充	障害福祉課
63	男性被害者への対応	男性被害者の一時保護について、宿泊所など既存施設の一部利用等を含め、適切な対応がとれる体制について検討する。	新規	地域振興課
				子育て支援課
64	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底する。	継続	市民課
			継続	関係各課
65	民間シェルターへの支援	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営の支援に努める。	新規	子育て支援課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
窓口一元化の検討	C	関係各課と調整する必要があるが、現段階では連携がとれていない。	継続
加害者対策について国や都に要望する	C	加害者対策について、必要に応じて国や都に要望をしていない。	拡充

特記事項(問題点等) * 11: 虐待発生の要因と思われる介護負担を軽減するための適正な介護保険利用や認知症の早期発見及び適切な支援で虐待を未然に防ぐことが必要と思われる。

特記事項(問題点等) * 12: 子育て支援課との連携を図る必要があると認識しているが、連携体制等に課題がある。

特記事項(問題点等) * 13: 市民課としては現在のレベルを継続していきます。庁内連携組織の検討は、実際にDVの相談を受けるセクションが行うのが望ましいと考えている。

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
女性等緊急一時保護費支給事業	B	女性等緊急一時保護費の支給はないものの、緊急一時保護施設の活用等により、安全は確保されている。	継続
通訳の対応 習慣・価値観等に配慮した対応	C	平成21年度は、外国人被害者が相談にくることはなかったが、今後を考え、通訳の確保を検討することが望ましいと考えている。(* 14)	拡充
通訳の対応 習慣・価値観等に配慮した対応	C	特に実施していない。 通訳の確保が困難である。	継続
福祉施設との連携	A	緊急時における避難先として、市内にある特別養護老人ホームと連携をとっている。	継続
福祉施設との連携	B	関係機関との連携を図るために、定例的な会議を開催している。また、困難な事案に対応する際には、関係機関によるケース会議などに参加し連携を図っている。	継続
一時保護など適切な対応ができるように検討	C	男性被害者の相談先は、市にはないため、東京都の「男性のための悩み相談」を案内することとなる。現状、男性被害者の一時保護は難しい。	拡充
	C	男性被害者の相談は対応していない。(* 15)	拡充
情報管理の徹底	A	DV被害者から住民票及び戸籍の附票の発行制限等の依頼があった場合は、速やかに対応している。	継続
	A (B) * 16	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に係る国通知により、「被害者の居所等について十分配慮する」旨の方針が示されており、本市でも実施している(保険年金課)。(* 17) ・土地区画整理審議会等における仮換地指定にかかる審議では、個人の資産にかかわることになるため、非公開とするなど個人情報保護に配慮している(区画整理課)。 ・情報の管理については関係法令等を遵守し、細心の注意を払って行っている(障害福祉課)。 ・公務員の守秘義務に従って事務を執行し、情報管理を徹底している(子育て支援課)。 	継続
民間シェルターの安定的運営を支援するための補助事業	C	市内に民間シェルターがない。	継続

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
66	配偶者暴力相談支援センターの設置	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力支援センターの設置を検討する。	新規	子育て支援課
			新規	地域振興課

(4) 自立支援

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
67	精神的支援	心理的サポートやニーズを踏まえ、被害体験者同士が支えあう自助グループやサポートグループの活動を支援するとともに、活動場所を提供する。	新規	地域振興課
68	住宅確保にかかわる支援の充実	一時保護施設等退所後の生活基盤を整えるために住宅確保等を支援する。	新規	財政課
				子育て支援課
69	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が、安心して子どもと生活できるよう、学校や保育園などの関係機関との連携をより強化する。	継続	子育て支援課
				教育総務課
				教育指導課
70	再就職の支援	被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、ひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。	拡充	子育て支援課
71	情報収集と提供	自立支援にかかわる助言を行うため、情報を収集し、効果的に提供する。	新規	地域振興課
72	関連する法制度の運用	国民健康保険、母子福祉関連制度等について、住民票の異動をしなくても弾力的な運用が図れるようにする。	継続	市民課
				保険年金課
				高齢福祉課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
配偶者暴力支援センターの設置の検討	C	特に検討していない。	(-)
	C	配偶者暴力支援センターの機能を果たす施設の設置は、今後検討すべき課題である。	拡充

特記事項(問題点等) * 14: 通訳のボランティア登録している団体の把握、確保

特記事項(問題点等) * 15: 平成22年度から父子相談を実施。

特記事項(問題点等) * 16: 一部「B」評価あり(障害福祉課)

特記事項(問題点等) * 17: 国民健康保険に係る国通知(平成20年2月27日保国発第0227001号「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」)により示されている。

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
カウンセリング等によるメンタルケア 自立支援サポートパンフレットの作成 自立支援講座の開催 グループへの参加支援	C	緑が丘ふれあいセンター(男女共同参画センター)を活動拠点とし、被害者の精神的支援をしていく必要があるが、そのような支援体制はできていない。	拡充
民間アパート等に入居できるまでの、中間施設の確保 市営住宅の優先入居や入居要件の弾力的運用 公的連帯保証制度の情報提供 全国共通な公的保証制度創設についての国等への要望	C	現在市営住宅は32戸(22部屋・10戸)があるが、全部入居しており、今後転居等で空家(空部屋)が発生したとしても入居を希望する市民が多数おり、一時的にでも確保しておくことは難しい。	継続
民間アパート等に入居できるまでの、中間施設の確保	C	被害者の要望を考慮し、母子生活支援施設へつなぐようにしている。	継続
子育て、教育相談体制の充実	B	関係機関との連携を密に図り、安心して子どもが生活できるようにしている。 要保護児童対策地域協議会において虐待防止を図っている。 子ども家庭支援センターで、子どもとその家庭に関するあらゆる相談事業を実施している。	継続
入学・転校、在籍状況等の情報の適切な管理 子育て、教育相談体制の充実 就学に関する経済的支援	B	就学に係る個人情報、確実に保管し、外部からの問い合わせに関しても慎重に取り扱い、特にDV案件での就学児童生徒に関しては、親族であっても更に慎重な対応としている。 本市規定の対象者については、審査の上、就学援助費等を支給。	継続
子育て、教育相談体制の充実	A	スクールソーシャルワーカーの配置	継続
各種支援制度を活用し、自立を支援する (* 18)	-	-	継続
情報収集及び提供	C	自立支援に関する情報提供はできていない。	拡充
住民基本台帳の閲覧等の制限 住民記録の適切な管理 外国人登録原票の適切な管理	A	DV被害者から住民票及び戸籍の附票の発行制限等の依頼があった場合は、速やかに対応しているが、DV被害者が住民票を異動しない場合(加害者に既に知られている住所の場合)は、住民票の発行制限が意味をなさないため、発行制限はしていない(なお、今までに住民票の異動を行わないDV被害者からの住民票の発行制限の依頼の事例はない。)	継続
国民健康保険情報の適切な管理	A	住民票がある区市町村側が認めた場合は、本市の国民健康保険に加入することになることから、弾力的運用が図られている。	継続
介護等情報の適切な管理	A	加害者等に情報が漏洩しないよう介護情報を適切に管理し、関係機関と連携をとりながら被害者支援に努めている。	継続

特記事項(問題点等) * 18: 母子家庭に対しては、職業訓練や自立支援給付金事業などがあるが、DV被害者がこの制度を利用して自立するのは難しいものと思われる。

目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 事業所と社会の意識啓発の促進

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
73	ワーク・ライフ・バランス推進のための情報の提供・発信	市報やホームページ、情報誌など多様な手段や機会を使って、ワーク・ライフ・バランスについての情報を提供する。	新規	地域振興課
74	ワーク・ライフ・バランスに関する市民の意識・実態調査	市民の意識や実態を把握するために、定期的に調査を行う。	新規	地域振興課
75	学習機会の提供の充実	講座・講演会等を開催し、学習機会を提供・支援する。	新規	地域振興課
76	職場環境の見直し、意識改革の推進	国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所の職場環境の見直し、意識改革を働きかける。	新規	地域振興課
77	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定の検討	従業員のワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している事業所を紹介するとともに、市内中小事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定することについて検討する。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市報やホームページ、情報誌における情報提供	B	情報誌「YOU・I」第19号（平成21年12月発行）において、「ワーク・ライフ・バランスー子育て・介護ー」を特集し、情報提供した。 緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）の自主事業において、ワーク・ライフ・バランスに関連する講座を開催した。	拡充
市民意識調査の実施	A	武蔵村山市民意識調査を実施（ワーク・ライフ・バランスに関する設問4項目）。（*19） 緑が丘ふれあいセンターに来館した人を対象に、市民意識調査を実施（設問3項目）。	拡充
市民講座・講演会の実施（託児）	B	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）の自主事業において、託児付で親子講座やブチ女性起業家入門講座、趣味の講座などを開催し、学習機会の提供をした。	拡充
雇用の充実 就職支援セミナーの開催 男女の労働条件の均等化 労働時間の見直し、短縮化 育児・介護休業制度取得の促進 事業者に対する研修・講座の開催	C	職業安定所（ハローワーク）及び東京しごとセンターから提供される情報やパンフレットの提供に努めている。 また、東京都労働情報センターの発行する労働啓発資料の配布も行った。 引き続き、女性の職場環境に対する支援のため、積極的な情報収集、情報提供に努めていく。	継続
事業所認定についての検討 推進企業先進事例集の作成	C	市内中小事業所の事業所認定について検討していない。 （*20）	拡充

特記事項(問題点等) * 19: 定期的に市民意識調査を行う必要があるが、方法等に課題がある。

特記事項(問題点等) * 20: 市内中小事業所の把握が難しい。
事業所にワーク・ライフ・バランス等が浸透していない(周知のための広報不足である。)

2 就労による経済的自立が可能な環境の整備

(1) 女性の就労とチャレンジ支援

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
78	女性の就労継続支援	女性が家事、育児、介護の負担のために仕事を辞めることなく、就労を続けるための支援をする。	新規	地域振興課
				都市計画課
79	女性の再就職支援	女性の再就職に役立つ情報の提供など、就労に向け支援をする。	新規	職員課
				地域振興課 (市民協働G)
				地域振興課 (産業振興G)
80	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭に対する経済的な自立や就労等の支援をする。	新規	子育て支援課
81	女性の起業に関する情報提供・支援	企業やNPOの起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場を作る。	新規	地域振興課
82	女性の労働相談の充実	女性の就労に関する相談窓口を設け、女性の就労を支援する。	新規	秘書広報課
				地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
フレックスタイム制の導入 通勤に便利な交通網の整備	C	市民や市内事業所に対して、育児・介護休業法等の周知ができていないため、市報やチラシを作成するなど、広報に力を入れPRに努める。	拡充
通勤に便利な交通網の整備 市内循環バスについての検討	B	市内循環バスは、軌道交通のない本市において、最寄りの鉄道駅や公共施設等への市民の足として利用されている。平成21年2月にはルート変更を行い、利用者の利便性の向上に努め、平成21年度には利用者及び市民を対象とした調査を実施した。現在は、調査結果等を踏まえ、運賃、ルート、ダイヤ等の変更に向けた検討を行っている。 (*21)	拡充
市職員採用試験の年齢制限撤廃	C	市職員の年齢構成を適正に保つため、年齢制限を設けることは必要と認識している。	継続
求職情報の提供 就職活動の支援	B	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）で、各種パソコン講座を開催し、女性の再就職支援の一つとしている。また、ハローワークからの求人情報の提供をしている。	拡充
求職情報の提供 就職活動の支援	C	職業安定所（ハローワーク）及び東京しごとセンターで実施する各種相談業務・能力開発事業情報などの提供に努めている。 今後も関係機関が実施する女性の再就職、再雇用のための資格等取得事業のPRに努めていく。	継続
経済的な自立や就労支援 (*22)	—	—	(—)
起業のための法律や経営などの講座の開催 起業家ネットワーク発足支援 女性起業家への補助制度の情報提供 チャレンジショップなどの設立支援	C	男女共同参画センターで、平成21年7月に「プチ女性起業家入門講座」を開催し、13名の参加があった。しかし、単発講座で終わってしまったため、起業家ネットワーク発足にまでは至っていない。今後は、女性の起業に関する情報提供や支援を積極的にしていけるよう検討していきたい。	拡充
就労している女性でも相談しやすい時間帯または手段での相談体制の充実	C	就労相談は実施していないが、法律相談など他の無料相談は実施している。	継続
	C	労働相談は実施していないが、今後検討する。	拡充

特記事項(問題点等) *21:平成21年2月のルート変更後、利用者が減少傾向にある。
運行本数やルート、ダイヤなどについて、利用者からの要望も多く課題が多い。
上記改善に向けて、運賃のワンコイン化やバスルート変更等の検討を行っている。

特記事項(問題点等) *22:母子家庭に対しては、職業訓練や自立支援給付金事業などがある。

(2) 多様な働き方を支援する環境の整備及び働き方における格差の是正

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
83	土日祝日勤務の労働者への支援	土日祝日勤務の労働者が育児、介護の負担のために仕事を辞めることがなく、就労を続けるための支援をする。	新規	子育て支援課
				高齢福祉課
84	市民に向けた情報提供	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるための広報を行い、学習機会を提供する。	新規	地域振興課
85	事業者へ向けた啓発情報提供	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇に向けた事業者の理解を深める。	新規	地域振興課
86	アンペイド・ワーク理解のための啓発	アンペイド・ワーク理解のための意識啓発を行う。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
土日祝日の育児支援	C	現在、土曜保育のみ対応できている。休日の保育についても今後の検討課題として認識している。	拡充
土日祝日の介護支援	C	高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画では、介護者に対する具体的な支援について明記されていない。	(一)
情報提供及び学習機会の提供	C	現状では関係機関との連携により、各種講座情報を提供している段階である。今後も各種講座の情報提供の充実に努めたい。 今後も引き続き、パートタイム、派遣労働に対する情報の収集、提供に努めたい。	継続
事業者への情報提供をすることによって、事業者の理解を深める	C	平成11年の改正均等法の施行以後、啓発パンフレットの配布等を行ってきた。今後も商工会との連携を通して市内各事業所への啓発に努めたい。	継続
意識啓発	C	アンペイド・ワークの周知度は低いと考えられるが、現段階では広報、講座などによる具体的な意識啓発はできていない。	拡充

(3) 男性の家庭における自立の促進

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
87	家庭の大切さ・家庭の役割のすばらしさの再認識に向けての意識啓発	家庭の大切さ・家庭の役割のすばらしさの再認識に向けての意識啓発を行う。	継続	教育指導課
				生涯学習スポーツ課
88	家庭内におけるジェンダーに対する意識改革の促進	家庭内の固定的な性別による役割分担の意識の解消等のための意識啓発を行う。	新規	地域振興課
89	講座の開催	家庭内における男性の参画意識の啓発を図り、実践できるよう、働き方や生活時間に配慮した各種講座等により、日常生活や育児・介護に必要な基礎的な技術を身に付けられるための支援をする。	拡充	地域振興課
				高齢福祉課
				健康推進課
				生涯学習スポーツ課
90	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と企業への働きかけ	対象者や市内事業者に向けて制度のPRに努める。	新規	地域振興課
91	モデルケースの紹介	ワーク・ライフ・バランスを実践している男性をモデルケースとして紹介する。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
学校行事・保護者会等を土日に開催できるように検討する。	A	道徳地区公開講座を実施。	継続
「家庭の日」の普及・啓発 家族で参加できるイベントの開催	B	本来は、毎日が「家庭の日」となることが望ましいが、家族がそれぞれ忙しい毎日であることから、せめて毎月第一日曜日には、家族が集まり、親と子が一緒に楽しい一日を過ごすなど、各家庭が意図的に実施し、それを慣習化していくことを願いながら、進めている。（* ₂₃ ）	継続
意識啓発	C	家庭内の固定的な性別による役割分担の意識の解消等のため、市報やホームページ等で意識啓発に努めたい。	拡充
市民講座の開催	C	男女共同参画センター自主事業で、パパ向けの「パパが主役ベビータッチ 赤ちゃんマッサージ」を土曜日に2回開催し、多くの参加があり、父親の育児参加をPRできた。男性が参加できる時間帯での講座の充実を図りたい。	拡充
	B	高齢者の社会参画を促進するため、高齢者IT講習会を実施している。 また、平成18年度からは通所型介護予防事業を実施しており、平成21年度には、一般高齢者施策として、太極拳健康体操や脳のパワーアップ教室を実施した。（* ₂₄ ）	拡充
	C	母親学級への夫の参加を促しているが、男性対象の日常生活や育児等の講座は実施していない。	(一)
	C	男性限定の講座の実施はしていない。	(一)
育児・介護等の制度のPR	C	育児・介護休業法等のPRをしていないので、今後は市報や情報誌等で積極的にPRを進めていきたい。	拡充
イクメン（育児を楽しむ男性）、カジダン（家事をする男性）の紹介	C	ワーク・ライフ・バランスを実践している男性を情報誌「YOU・I」等で紹介し、PRに努めていきたい。	拡充

特記事項(問題点等) *₂₃: 現代社会の急激な変化は、家庭の機能にも様々な影響を及ぼし、それは親としての在り方をも難しくしている現状がある。

特記事項(問題点等) *₂₄: 平成22年度には、高齢期の男性を対象とした介護予防事業として「うちのとーちゃん改造計画」を実施し、社会参画のきっかけ作りを行う。

3 趣味や余暇を通じた心豊かな生活の支援

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
92	学習機会の提供の充実	余暇の過ごし方や、地域活動についての講座や講演会等を開催し、学習機会の提供・支援をする。多くの市民が学習できるよう、講座の内容や実施時間の見直しを行う。 子育て中の市民のために、託児つき事業を実施する。	拡充	地域振興課
				生涯学習スポーツ課
93	地域の活性化への支援	自治会をはじめとする地域コミュニティを活性化するよう支援をする。	拡充	地域振興課
94	コミュニティ活動への支援	市民活動の積極的な活動を支援するために、情報提供、相談等を実施する。また、市民グループやNPO・ボランティア団体の活動支援と交流を促進する。	継続	地域振興課
				生涯学習スポーツ課
95	地域活動への参加促進	男性も女性も地域でのつながりを広げることのできる機会をつくる。	継続	地域振興課
96	異年齢世代の交流支援	高齢者と子どもたちが集う場を創設する。	拡充	地域振興課
				高齢福祉課
97	地域活性化のための事業支援	地域を活性化するために、市内中小企業の事業支援を行い、得意分野、製品・サービスなどから検索することができるホームページを開設する。	拡充	地域振興課
98	人材の活用	地域で活動している人材リストを作成し、地域活動の活性化の推進を図る。	拡充	地域振興課
99	活動しやすい環境の整備	犯罪防止に配慮しつつ様々な人にとって歩きやすい道路や公園の整備、男女ともに子ども連れで入れるトイレの整備など、公共施設等の整備を進める。	継続	道路公園課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
市民講座の開催（託児付）	B	緑が丘ふれあいセンター（男女共同参画センター）で趣味の講座として「フラワーアレンジメント」や「ガーデニング」、「コサージュ作り」など各種開催している。また、折り紙講座や編み物講座も開催している。保育サポーター制度が確立できたので、今後は託児付きの各種講座の開催を検討する。	拡充
	B	市民講座では、一時保育を実施している。	継続
自治会活性化支援 地域コミュニティ活性化検討委員会設置の検討	C	自治会活性化支援として、「自治会活性化活動費補助金制度」があり、平成21年度は56自治会中31自治会が申請し、交付した。 （仮称）地域コミュニティ活性化検討委員会設置については、次年度以降検討する。	拡充
市民団体の活動内容、活動場所などの情報提供 活動場所の提供	B	NPOネットワーク会議の開催によるNPOの活動支援及び交流。 地域振興課窓口によるNPO設立等の相談受付。	継続
	B	生涯学習市民学園まつりを実施。 市民文化祭を実施。	継続
ボランティアセンター運営事業の充実 NPO活動への支援	B	ボランティアセンター運営事業の充実。 NPO活動への支援。	継続
活動場所の創設	C	緑が丘ふれあいセンターでは、男女共同参画センター、第一老人福祉館、コミュニティセンターの複合施設であることから、保育室を利用する団体と第一老人福祉館を利用する団体等で交流できるような支援体制を整備することも検討する。	拡充
	B	高齢者の生きがい活動を支援するため、平成20年度から介護支援ボランティア制度を導入している。	拡充
地域活性化するための事業支援	C	今後、事業者及び商工会等の関係機関と協力し、市内中小企業の事業支援に寄与する検索等のホームページについて研究する。	継続
人材バンクの創設 ボランティア情報の提供	B	人材バンクについては平成22年度の実施を予定。 ボランティア情報については市報及びホームページにて情報提供。	拡充
公園、道路の整備	C	新設する場合は、歩きやすい道路や子ども連れで入れるトイレの整備に努めている。（*25）	拡充

特記事項(問題点等) *25: 既存の道路の場合は、幅員が狭いことから整備が進まない状況にある。

目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
100	各種審議会等への女性の参画促進	審議会等の委員が、片方の性に偏ることのないよう、委員登用状況を見直し、また、各種審議会等全体での女性登用率が40%となることを目標とする。 乳幼児・要介護者を持つ委員が審議会等に参加しやすいように、会議中の託児・介護制度の利用を促進する。	拡充	各課
101	関係施策への市民の参画促進	男女共同参画計画を効果的に推進するための施策の実施に当たり、市民の参画を積極的に推進する。	拡充	地域振興課
102	防災分野への男女共同参画	防災分野における固定的な性別による役割分担の意識を解消するため、防災訓練や防災関係の会議等によりいっそうの女性参加・参画を図る。 また、消防団の女性団員入団についても、体制、施設等の整備を図りながら検討する。 さらに、災害時の避難場所等現場での男女共同参画を促進する。	拡充	防災安全課
103	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、参加・協力だけではなく、経営に参画できるように働きかけをする。 また、労働条件、生活環境の改善が図れるよう情報提供に努める。	新規	地域振興課 (産業振興G)
				地域振興課 (農政G)
104	女性管理職の実態調査	市内事業所、市役所等における女性管理職が占める割合を調査し公表する。	拡充	職員課
				地域振興課
105	市長と市民との懇談会の充実	市政について市民との意見交換を通じて、市政への市民参画意識の高揚を図る。	拡充	秘書広報課
106	広聴機会の充実	女性による視点を市政全般に取り入れ、男女共同参画社会に向けたまちづくりの施策に反映させるため、広聴機会の充実に努める。	拡充	地域振興課
107	人材リストの作成及び活用	人材リストを作成し、審議会等への人材の活用を図り、可能な限り公募により、幅広い人材の確保に努める。	新規	地域振興課
108	女性リーダー育成	女性リーダーを育成するための研修・講座を開催するとともに、参加者のネットワークづくりを推進する。	新規	地域振興課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
乳幼児、要介護者を持つ委員が審議会等に参加しやすいように、会議中の託児、介護制度の利用を促進する。	C (B) *26	女性のいる審議会等の割合 78.0% 各委員会等における女性委員の割合 29.8% ・会議中の託児及び介護制度の利用促進に向けた取組については、特段行っていない(企画政策課)。 ・審議会等の委員が会議中に託児、介護制度を利用できる環境の整備は行っていない(文書情報課)。	継続 (拡充)
市民の参画を促進する	B	女性委員のみで構成される「きらめき女性会議21」を全6回開催し、平成21年度においては男女共同参画計画の素案について提言してもらい、本計画に女性市民の意見を取り入れることができた。	拡充
防災分野における女性の参画を図る。 消防団の女性団員入団の検討 避難場所等現場での男女共同参画の促進	C	女性消防団員の入団については、消防団の組織の充実を図るべく消防団本部で検討を開始した段階である。	継続
情報提供	C	関係機関の実施する男女参加講座等の情報提供を行っている段階である。将来的には、関係機関が実施する講座や相談業務の紹介のほか、経営参画に係る啓発を促進していくように努めていく。	継続
	C	情報提供の不足。 今後、農業委員会会報やチラシ等での周知、講演会等の開催で情報の提供を図りたい。	継続
実態調査	A	市職員の階層別の男女構成割合については従前から把握している。	継続
	B	毎年東京都及び内閣府からの調査で、市の女性管理職が占める割合を調査し公表しているが、市内事業所における女性管理職の占める割合については、把握していない。 (*27)	拡充
市長と市民の懇談会(*28)	C	—	継続
きらめき女性会議21の開催	A	女性委員のみで構成される「きらめき女性会議21」を全6回開催し、平成21年度においては男女共同参画計画の素案について提言してもらい、本計画に女性市民の意見を取り入れることができた。	拡充
公募委員登録制の創設	C	市の各審議会等への幅広い人材確保に努めるため、公募委員候補者登録制の創設を検討する。	拡充
市民講座の開催	C	女性リーダー育成に向けた研修・講座は開催していないが、緑が丘ふれあいセンター(男女共同参画センター)を中心に実施できるようにしたい。	拡充

特記事項(問題点等) *26: 一部「B」評価あり(企画政策課、環境課、地域振興課)

特記事項(問題点等) *27: 調査方法を検討する必要がある。

特記事項(問題点等) *28: 平成22年度実施。

2 国際理解・国際交流の推進

NO.	事業名	事業の概要	区分	所管課
109	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	諸外国の生活習慣や文化に接し、親善交流を通じて相互理解を深め、国際的視野を持つ豊かな人間育成に努める。 また、市内在住外国人や横田基地住民との交流や青少年の海外派遣など、友好交流の促進に努める。	拡充	企画政策課 教育指導課
110	国際理解のための情報の収集・提供	国際理解に役立つ諸外国の資料・情報を収集し、提供する。	拡充	地域振興課 図書館
111	国際理解教育の充実	国際理解教育を推進するため、外国語指導助手による外国語授業の充実に努める。 また、諸外国の生活習慣や文化、言語等を理解し、さらに相互認識を深めるための学習機会の充実に努める。	拡充	教育指導課 生涯学習スポーツ課
112	在住外国人支援	市内在住外国人が充実した生活を送れるための情報を提供し、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進める。	拡充	各課

具体的施策	自己評価	評価の根拠	次年度以降実施区分
友好交流の促進	B	横田基地友好クラブは商工会が事務局となり運営されているが、順調に友好交流が行われているとのことである。国際姉妹都市連携については、検討課題として認識している。	継続
国際理解教育推進事業（外国青年英語教育推進事業）	A	各中学校にALT（外国語指導助手）を配置（小学校へも派遣）。	継続
情報収集、提供 諸外国の取組み等の情報収集、提供	B	国際理解に役立つ図書を男女共同参画センターの図書コーナーで貸し出している。また、内閣府等からの諸外国の先進事例が紹介された資料も閲覧できるようにしている。	拡充
	B	新聞等の広告及び書評に目を配り、国際理解に役立つ諸外国の事例や事情について書かれている資料を多数収集した（分類番号をそのつど付与し、分散して書架に配架されているため、総冊数は不明）。（*29）	継続
外国青年英語教育推進事業 帰国子女等指導事業	A	各中学校にALT（外国語指導助手）を配置（小学校へも派遣）。	継続
交流会、講座の開催	C	該当なし。	（－）
行政資料、案内表示等の外国語表記の推進	C (A) *30	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険グループで配布している資料については、外国語表記されておらず、今後の検討課題となる（保険年金課）。 ・窓口で配布しているパンフレットの一部には外国語表記がされているものがあるが、総合的に見ると外国語表記がされているものは少ない（障害福祉課）。 ・パンフレット、ホームページなどで外国語表記をしていない（区画整理課）。（*31） ・平成21年度中、案内表示等に外国語表記を推進していないため（総務契約課）。 ・ごみ収集カレンダーに外国語の表記を入れている。また、外国語版ごみの出し方説明書の配布をしている（環境課）。 ・内閣府から送付される資料等で一部外国語表記の資料があるが、全体的にみて少ない（地域振興課）。 ・案内表示等については、道路や公園の新設時に対応している（道路公園課）。 	継続 (拡充)

特記事項(問題点等) *29: 図書館施設が全館(6館)とも狭小で、資料の保管場所がないため、内容の古いものや利用が少ないものから廃棄せざるを得なく、資料の蓄積ができない。

特記事項(問題点等) *30: 一部「A」評価あり(環境課)

特記事項(問題点等) *31: 区画整理区域内の権利を有する者に外国人がいないことや、地権者によってはなるべく日本語表記にしたほうが効果的なこともある(区画整理課)。

武蔵村山市第二次男女共同参画計画
—男女YOU・Iプラン—
推進状況調査集計結果
(各課の評価の取りまとめ)

平成23年3月

発行 武蔵村山市 市民生活部 地域振興課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 (代表)